

件名	職員の高齢者部分休業に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律 (平成16年6月9日公布、平成16年8月1日施行)
<p>【制度の概要】</p> <p>定年前の職員が希望する場合、給料を減額して勤務時間を短縮することを、任命権者が承認することができるようにするもの。</p> <p>【条例の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者部分休業制度の導入 任命権者が、定年前の職員で部分休業を希望する職員に対し、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる制度を導入</li> <li>2 対象職員 定年前5年間の間にある職員</li> <li>3 取得時間及び単位 週20時間以内、日又は30分単位で取得</li> <li>4 給与の減額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学部分休業期間中、1時間当たりの給料、調整手当、管理職手当等を減額</li> <li>・自家用車等で通勤している職員のうち通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員について通勤手当を減額</li> </ul> </li> <li>5 退職手当 休業期間の2分の1に相当する期間を在職期間から除算</li> <li>6 承認の取消し・短縮 任命権者は、当該職員が高齢者部分休業をすることが公務の運営に支障があると認めるときは、承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。</li> <li>7 休業時間延長 公務の運営に支障がなければ承認</li> <li>8 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請手続、様式等は人事委員会規則に委任</li> </ul> </li> </ol>	
施行日	平成17年4月1日